

平成25年(モ)第128号 文書提出命令申立事件（基本事件・平成18年(ワ)第2218号 土地明渡請求事件、差戻し前の第1審・平成23年(モ)第305号）

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

相手方は、この決定確定日の翌日から7日以内に、別紙インカメラ対象文書目録記載の文書（ただし、別紙除外文書目録記載の文書を除く。）を当裁判所に提出せよ。

理 由

第1 申立ての趣旨及び理由等

本件申立ての趣旨は、相手方に対し、別紙申立文書目録記載の文書（以下「本件申立文書」という。）を提出すべき旨を命ずる決定を求めるものである。差戻し前の第1審が、本件申立文書のうち別紙インカメラ対象文書目録記載の文書（以下「インカメラ対象文書」という。）について相手方に文書を提示するよう決定したことに基づいて相手方が提示した文書のうち、別紙除外文書目録記載の文書（以下「除外文書」という。）がインカメラ対象文書に該当すると判断した上、別紙除外文書目録1から3までに記載の文書について文書提出義務があるとして相手方に文書の提出を命じ（ただし、各文書につき証拠調べの必要性がない又は民事訴訟法220条4号イの文書（以下「自己利用文書」という。）に該当するとして提出を命じなかった部分がある。），これらを除く本件申立文書について申立てを却下したところ、申立人が即時抗告を申し立てた。抗告審は、インカメラ対象文書が除外文書以外にも存在することが一応認められ、相手方が所持している可能性についてもこれを直ちに否定することはできないとして、同部分について差戻し前の第1審の決定を破棄して差し戻し、その余の部分については即時抗告を却下した。



AM11:35

したがって、当審における審理の対象は、除外文書以外のインカメラ対象文書（以下「非提示文書」という。）の存在及び相手方の所持、基本事件における証拠調べの必要性並びに自己利用文書該当性であり、この点に関する申立人の主張は別紙「意見書（平成25年8月15日受付）」、「意見書（2）（平成25年11月1日受付）」及び「意見書（3）（平成25年11月30日受付）」記載のとおりであり、相手方の主張は別紙「意見書（平成25年5月31日付け）」、「意見書（2）（平成25年9月18日付け）」及び「決定に対する意見書（平成25年11月14日付け）」記載のとおりである。

第2 当裁判所の判断

1 基本事件の概要

基本事件は、新東京国際空港公団（以下「公団」という。）の一切の権利及び義務を承継した相手方が、申立人に対し、相手方が所有する千葉県成田市天神峰字南台40番及び41番1の土地の各一部（以下、併せて「本件土地部分」という。）を、申立人が耕作し、又はその上に工作物を設置するなどして占有していると主張して、所有権に基づき、工作物収去土地明渡しを求める事案である。

申立人は、相手方が藤崎政吉（以下「藤崎」という。）との間で昭和63年4月12日に締結した千葉県成田市天神峰字南台41番（旧地番）の土地（以下「旧41番土地」という。現在の同所41番1、41番8及び41番9の土地を併せた区域であるが、この土地の形状、範囲については、当事者間に争いがある。）に係る売買契約の効力を争うとともに、本件土地部分について、父である亡市東東市（以下「亡東市」という。）から賃借権を相続したなどの占有権原等を主張して争っている。

2 非提示文書の存在及び相手方の所持

(1) 相手方は、昭和63年当時有効であった新東京国際空港公団用地事務取扱規程において「土地等の取得のため土地所有者等との交渉を開始したときは、

その経過を明らかにするため、交渉の日時・場所・出席者・内容を記載した交渉記録簿を備える」ものとされ、交渉記録簿の様式も指定されていたが、実際には交渉記録の作成の要否については担当者の判断に任されており、作成する場合の様式も必ずしも指定の様式により作成されていない、また、作成された交渉記録は地権者ごとにファイルにとじた上、背表紙に地権者の氏名等を記載して同じ地権者のファイルをひとまとめにして管理していたところ、旧41番土地の買収に係るファイルは2冊のみであって、この2冊を差戻し前の第1審に提示し、差戻し前の第1審がインカメラ対象文書に該当すると判断したのが除外文書なのであって、非提示文書は存在しないと主張する。

しかし、公団の前記規程において交渉記録簿を備えるものとされており、また、交渉記録は、買収交渉を進めていく上で重要な事項について地権者から発言等がされた場合において、上司に報告したり買収方針を検討するための資料として使用されていたものであるというのである（疎乙11）。また、本件とは別の交渉の際に作成された交渉記録（乙47から50まで）には担当課を明らかにする記載や回覧欄が設けられていることから、交渉記録の作成は単に上司への報告というだけでなく担当部署内の情報共有も目的とするものであったといえる。そうすると、少なくとも、土地取得に関する交渉経過のうち、担当部署内で情報を共有することが必要といえる重要な事項については、担当者は、特段の事情のない限り、前記規程の指定する交渉記録簿又はこれと同等の記載内容の交渉記録（以下「交渉記録等」という。）を作成していたものと推認するのが相当である。相手方は、交渉記録等を作成するか否かは担当者の裁量に任せられていたと主張するが、担当者には一定の裁量があるとしても、作成するか否かが全く担当者の裁量に委ねられていたとは認められないし、他に上記推認を妨げる特段の事情は見受けられない。そうすると、公団と藤崎との売買契約に関する交渉においても、その交渉

経過において重要な事項については、交渉記録等が作成されたと認めるのが相当である。

(2) 除外文書目録1記載の文書の記載内容によれば、公団の担当者は、昭和62年3月23日の時点で、亡東市が昭和21年以前からの小作人であり、その賃借権が農地法の許可がなくとも有効なものであるから、藤崎から旧41番土地を取得しても、亡東市の賃借権を消滅させなければ、公団の目的である空港の用地としての使用ができないことを認識していたと認められる。そうすると、公団にとって、藤崎から旧41番土地を取得するための交渉において、亡東市の賃借地の範囲は重要な事項であったと認められる。そして、昭和62年10月20日に作成された除外文書目録2記載の文書に添付された資料5と、昭和63年3月1日に作成された藤崎作成名義の地積測量図（甲8、9、36の各2枚目の図面。以下「地積測量図」という。）とでは亡東市の賃借地の範囲が異なっていることを考慮すると、亡東市の賃借地が地積測量図のとおりであると特定するまでの経緯についても、公団が買収交渉を進める上で重要なものであるといえ、亡東市の賃借地の範囲に関して藤崎から聴取した内容を記載した資料や、それを踏まえた検討資料などが存在するものというべきである。そして、藤崎作成のメモ及び手書き図（甲42の1）、地積測量図、亡東市の賃借地の範囲を確認し元の賃借地に戻すことに同意した同人作成名義の文書（甲8、9。以下「東市確認書」という。）の作成経緯は、いずれも亡東市の賃借権の範囲を特定するまでの経緯において重要な事項であるから、これらについて、藤崎から作成状況等に関する聴取をしたり、それを基に検討した内容が記載された交渉記録等が作成されたと認めるのが相当である。

この点、相手方は、亡東市から賃借地の範囲を確認するという買収方針が確認された覚書（甲71）が作成された以降は、その方針に従っている限り、交渉記録等を作成する必要性が存在したとはいえないと主張する。しかし、

上記覚書において買収方針を決めた後でも、その方針に従って関係者と折衝した結果、亡東市から賃借地の範囲が確認できたか否か、確認できた場合にはその範囲が客観的にどの土地のどの部分に相当するのかなどについては、公団にとって重要な事項であるから、これらの点について藤崎との間で売買契約を締結する前に確認しておくことが不可欠であったということができ、相手方の主張は採用できない。

また、相手方は、亡東市の署名、押印がされている以上、東市確認書の作成状況について検討等をする特段の必要性があったとは考え難いと主張する。しかし、前記のとおり、亡東市の賃借地については同人の有する賃借権を消滅させない限り空港の用地として使用できないのであるから、公団にとって、旧41番土地を取得した後に亡東市との間で賃借地の範囲等について争いが生じないようにすることは重要であり、まして、前述のとおり、除外文書目録2記載の文書に添付された資料5と地積測量図とでは亡東市の賃借地の範囲が異なっているのであるから、地積測量図の記載内容が正しいかどうかを検討するためにも、東市確認書の作成状況等について、藤崎に対して確認し、その結果などを文書に残す必要があったというべきである。

(3) 以上のとおり、公団の担当者は非提示文書を作成したと認めるのが相當であるところ、公団において作成された交渉記録等は、廃棄、紛失、譲渡といった事情がない限り、公団の権利義務を全て承継した相手方が所持しているはずである。しかし、相手方は、非提示文書は存在しないと主張するのみで、同文書を廃棄、紛失、譲渡したといった事情を何ら主張せず、一件記録上これら的事情を窺わせる事実も認められないから、前記(1)で相手方が主張するような本件における除外文書提出に係る経緯を踏まえても、相手方は非提示文書を所持していると推認するほかない。

3 基本事件における証拠調べの必要性

申立人は、基本事件において、本件土地部分の占有権原の主張の一つとして

亡東市の有していた賃借権を相続したと主張し、東市確認書及び地積測量図は公団職員の偽造文書であると主張する。

東市確認書が真正に成立したものであれば、亡東市の賃借地の範囲の認定において重要な証拠となるところ、東市確認書が作成されるまでの経緯を踏まえると、インカメラ対象文書はいずれも東市確認書の成立の真正を判断するためには有用な文書であるから、基本事件における証拠調べの必要性が認められる。

4 自己利用文書該当性

当裁判所は、差戻し後、相手方に対して、非提示文書について、自己利用文書に該当するか否かを判断するために必要であるとして、改めて提示を命じる旨の決定をしたが、相手方は非提示文書は存在しないとしてこれを提示しない。

前記2で説示したとおり、相手方が非提示文書を所持していると認めるのが相当であるところ、相手方が提示命令に従わないということは、提示命令に従って提示すると相手方に不利益な判断、つまり自己利用文書には該当しないとの判断がされることを予期しているためであると考えざるを得ず、非提示文書については、自己利用文書には該当しないものというべきである。

5 結論

よって、本件申立てのうち、当審における審理の対象となっている部分については理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり決定する。

平成25年12月9日

千葉地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 岸 日出夫

裁判官 兼 田 加奈子

裁判官 深 見 翼

(別紙)

当 事 者 目 錄

千葉県成田市天神峰63番地

申立人（基本事件被告）	市	東	孝	雄
同訴訟代理人弁護士	葉	山	岳	夫
同	一	瀬	敬	郎
同	廣	瀬	理	夫
同	大	口	昭	彦
同	遠	藤	憲	一
同	久	田	理	子
同	長	川	直	彥
同	藤	田	正	人
同	西	村	正	治
同	淺	野	史	生
同	吉	田	哲	也

千葉県成田市古込字古込1番地1

相手方（基本事件原告） 成田国際空港株式会社
同代表者代表取締役 夏目誠
同訴訟代理人弁護士 真智穂
同 和田衛
同 上野至

上

(別紙)

申立文書目録

新東京国際空港公団（以下、この目録において「公団」という。）が藤崎政吉（以下、この目録において「藤崎」という。）から千葉県成田市天神峰字南台41番の土地を買収することを企図し、藤崎との間で買収の条件や手順について話し合い、その手順の一環として同土地中の市東東市の賃借地を同人自身において特定することを藤崎に依頼し、最終的に同土地の売買契約を締結し、その売買代金を支払い、所有権移転登記に関して即決和解を申し立てるに至るまでの経過を記載した交渉記録、報告書その他の関連記録一切（ただし、当該文書には、少なくとも次の1ないし5に記載の文書が含まれている。）

- 1 昭和62年（1987年）12月の藤崎作成のメモ及び手書き図（甲42の1）の作成経緯、藤崎の説明、公団が入手した経緯、基本事件提起までの保管経緯について記載した「交渉記録」等の報告書（乙42ないし50と同様のもの。以下同じ。）
- 2 昭和63年（1988年）3月1日付け地積測量図（甲8、9、36の各2枚目図面）の作成経緯、藤崎とのやり取り、公団が入手した経緯、上記各甲号証の2枚目に利用した経緯について記載した「交渉記録」等の報告書
- 3 同意書（甲8）の作成経緯、藤崎とのやり取り、公団が入手した経緯、基本事件提起までの保管経緯について記載した「交渉記録」等の報告書
- 4 境界確認書（甲9）の作成経緯、藤崎とのやり取り、公団が入手した経緯、基本事件提起までの保管経緯について記載した「交渉記録」等の報告書
- 5 昭和63年（1988年）4月12日の売買契約（甲36）において、公団が前記市東の賃借地の範囲を別紙関係土地図中のB及びE1であると認識を変えた経緯について記載した「交渉記録」等の報告書

以上

(別紙)

インカメラ対象文書目録

- 1 昭和62年(1987年)12月の藤崎政吉(以下、この目録において「藤崎」という。)作成のメモ及び手書き図(甲42の1)の作成経緯、藤崎の説明、新東京国際空港公団(以下、この目録において「公団」という。)が入手した経緯、基本事件提起までの保管経緯について記載した「交渉記録」等の報告書(乙42ないし50と同様のもの。以下同じ。)その他の関連記録一切
- 2 昭和63年(1988年)3月1日付け地積測量図(甲8、9、36の各2枚目図面)の作成経緯、藤崎とのやり取り、公団が入手した経緯、上記各甲号証の2枚目に利用した経緯について記載した「交渉記録」等の報告書その他の関連記録一切
- 3 同意書(甲8)の作成経緯、藤崎とのやり取り、公団が入手した経緯、基本事件提起までの保管経緯について記載した「交渉記録」等の報告書その他の関連記録一切
- 4 境界確認書(甲9)の作成経緯、藤崎とのやり取り、公団が入手した経緯、基本事件提起までの保管経緯について記載した「交渉記録」等の報告書その他の関連記録一切
- 5 昭和63年(1988年)4月12日の売買契約(甲36)において、公団が市東東市の賃借地の範囲を別紙関係土地図中のB及びE1であると認識を変えた経緯について記載した「交渉記録」等の報告書その他の関連記録一切

以上

(別紙)

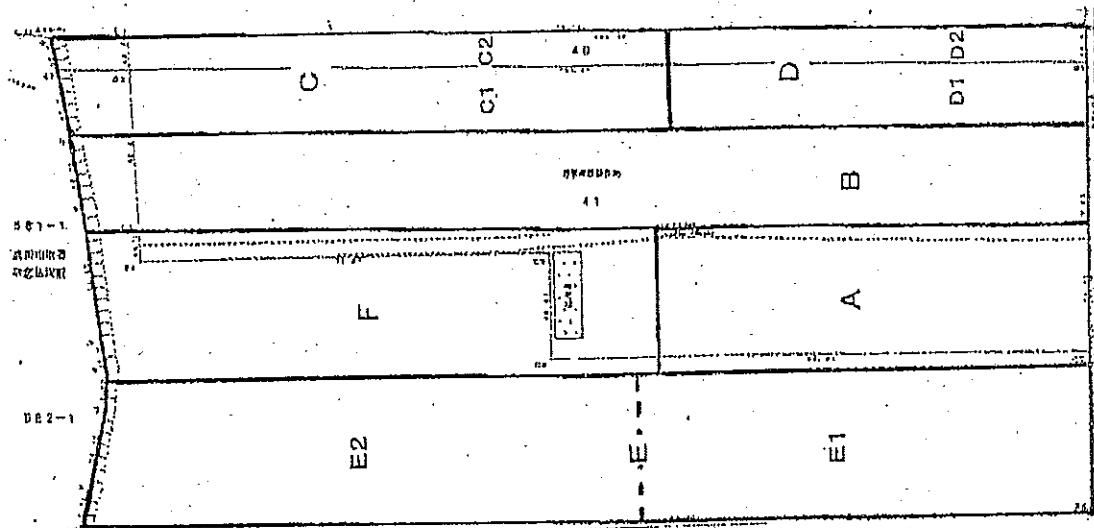
除外文書目録

- 1 昭和62年3月23日付け作成者不詳の「藤崎正吉からの事情聴取結果」と題する書面
- 2 昭和62年10月20日付け作成者不詳（「空港公団」作成名義）の「藤崎政吉所有地（事件番号91）の取扱いについて（案）」と題する書面及びその添付資料
- 3 昭和63年1月19日付け作成者不詳（「公団上西」作成名義）の「藤崎政吉氏との打合せ概要」と題する書面
- 4 昭和62年9月4日付け作成者不詳の「藤崎政吉所有地の買収に係る打合せ」と題する書面
- 5 昭和62年9月7日付け作成者不詳の「藤崎所有地の契約に係る問題点」と題する書面
- 6 昭和62年9月11日（ただし、「8」が「11」に訂正されている。）付け作成者不詳の「藤崎政吉氏に対する協議事項」と題する書面
- 7 昭和62年9月17日付け作成者不詳の「藤崎正吉所有地買収に係る打合せ」と題する書面
- 8 昭和62年9月21日付け作成者不詳の「藤崎所有地の取扱いについて」と題する書面
- 9 昭和63年1月19日付け作成者不詳の「藤崎政吉氏に係る契約手続き等について」と題する書面
- 10 昭和63年1月19日付け作成者不詳の「今後の進め方（藤崎氏関係）」と題する書面

以上

別紙

調査土壠図



これは謄本である。

平成25年12月9日

千葉地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 涌井一

